

平成17年度予算要求・要望の主な事項等

所管省庁名 農林水産省

(単位:百万円)

特殊法人等名	平成16年度 当初予算額 (増減)	平成17年度 要求・要望額 (増減)	内訳		平成17年度要求・要望の主な事項
(独)緑資源機構 (15.10.1設立)	<予算> 59,903 (2,631)	69,796 (9,893)	34,335 (5,014)	水源林造成事業	<p>【基本的考え方】 独立行政法人緑資源機構は、地球温暖化防止等の多面的機能を十全に発揮させるような森林の整備や農用地の整備（公共事業）を実行する法人であり、事業費がその時々における国の公共予算のあり方や緑資源機構の行う事業の必要性等に大きく左右されるという特殊性を有している。</p> <p>このような中で、緑資源機構に係る平成17年度予算の概算要求に当たっては、「平成17年度予算の概算要求に当たっての具体的な方針について」（平成16年7月30日閣議了解）に基づくとともに、主に以下の状況を総合的に勘案し、事業の質的改善を更に進めつつ、地球温暖化防止等を図る公共事業として所要の予算額（69,796百万円）を要求している。</p> <p>緑資源機構の行う事業は、水源のかん養等森林・農用地の持つ公益的機能の維持・増進、とりわけ、日本としての国際的な責務とも言うべき地球温暖化対策の推進に資するものであり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）に掲げられた「重点強化期間」の主な改革のうち「循環型社会の構築・地球環境の保全」に含まれ、予算配分の「重点4分野」にも該当【参考1】</p> <p>「特殊法人等整理合理化計画」や中期目標・中期計画に基づき、効率的・効果的な業務運営に向けた各般の措置を講じてきているとともに、今後も更に推進【参考2】</p>
			14,668 (2,007)	緑資源幹線林道事業	
			1,826 (956)	特定中山間保全整備事業	
			18,533 (1,916)	農用地総合整備事業	
			434 (0)	海外農業開発事業	
事業規模	81,264 (3,107)	93,011 (11,747)	44,637 (4,678)	水源林造成事業	
			18,078 (2,492)	緑資源幹線林道事業	
			2,555 (1,276)	特定中山間保全整備事業	
			27,307 (3,301)	農用地総合整備事業	
			434 (0)	海外農業開発事業	
財政投融资規模	8,100 (2,800)	11,700 (3,600)	—		

各事業別の予算要求の考え方について

1 水源林造成事業

[整理合理化計画等に基づく主な措置]

- ・ 平成14年度以降の植栽分から事業資金を補助金化し、出資金・借入金方式から補助金方式へ段階的に切替え。
- ・ 特に水源かん養機能の強化を図る重要性が高い流域へ植栽を重点化。
- ・ 事業実施コストの総合的な縮減（平成14年度と比較して11.0%縮減）。

[増加の理由]

- ・ 地球温暖化対策の推進の観点から所要の予算額を要求。

2 緑資源幹線林道事業

[整理合理化計画等に基づく主な措置]

- ・ 既着工区間について事業評価システムによる効率性、必要性等の観点から見直しを実施。
- ・ 建設予定区間（20区間、284.4km）について、第三者機関を設置し、今後の整備のあり方を検討した結果、4.1%（115.2km）を取り止めるとともに、それ以外（169.2km）のすべてについて幅員縮小等の見直しを実施。
- ・ 完成間近な区間等に事業を重点化（中期目標期間中に10区間完成を目標）。
- ・ 事業実施コストの総合的な縮減（平成14年度と比較して9.0%縮減）。

[増加の理由]

- ・ 地球温暖化対策の推進の観点から所要の予算額を要求。

3 特定中山間保全整備事業

[整理合理化計画等に基づく主な措置]

- ・ 事業実施コストの総合的な縮減（平成14年度と比較して9.0%縮減）。

[増加の理由]

- ・ 地球温暖化対策の推進、現在実施中の地区の予定工期内での完了の観点から所要の予算額を要求。

4 農用地総合整備事業

[整理合理化計画等に基づく主な措置]

- ・ 平成16年度以降の新規採択は行わない。
- ・ 事業実施コストの総合的な縮減（平成14年度と比較して9.0%縮減）

[増加の理由]

- ・ 現在実施中の地区の予定工期内での完了の観点から所要の予算額を要求。

5 海外農業開発事業

[整理合理化計画等に基づく主な措置]

- ・ 第三者委員会による外部評価を実施し、結果について公表。

6 一般管理費

[整理合理化計画等に基づく主な措置]

- ・ 人件費を含む一般管理費（退職給付引当金繰入を除く）の削減（平成14年度と比較して8.1%削減）

7 財政投融资規模

[増加の理由]

緑資源機構の行う水源林の造成、林道の開設、農用地・土地改良施設の整備等の事業は、国の補助金等及び財政融資資金等により事業を行い、将来の森林の伐採収入や都道府県の負担金等により財政融資資金等を償還する仕組みであり、森林の造成には超長期を要すること、都道府県等の負担をできるだけ抑制する観点等から、財政融資資金による長期・低利の融資が必要である。

このような中で、平成17年度予算概算要求に当たっては、以下の状況も踏まえ、財政融資資金を要求している。

地球温暖化防止を図る公共事業として所要の予算額とする等の観点から、国費ベース（財投対象事業でない特定中山間保全整備事業及び海外農業開発協力業務を除く。）で、67,536百万円（対前年度比115.3%）を要求していること

財投改革の趣旨を踏まえ、財投機関債による資金調達に努めてきており、平成16年度予算においては既に財政融資資金と財投機関債の比率が55：45となっている中で、平成17年度においても、16年度と同額（65億円）の財投機関債による資金調達に努めることとしていること

緑資源幹線林道事業において、財投改革の趣旨を踏まえ、平成12年度以降自己資金の事業費への充当を行ってきた結果、平成17年度は事業費に充当できる自己資金がなくなったこと

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（抜粋）

第1部 「重点強化期間」の主な改革

5. 「持続的な安全・安心」の確立

(5) 循環型社会の構築・地球環境の保全

- ・環境保護と経済発展の両立の観点を踏まえ、循環型社会の構築に向け、リサイクル対策、ごみの排出抑制、不法投棄対策等に引き続き取り組むとともに、環境教育を推進する。また、京都議定書の目標の達成を図るため、平成16年に「地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しを行い、必要な追加的対策・施策を講ずる。
- ・森林の環境保全機能を重視し、「緑の雇用」による担い手の育成と地域への定住促進、木材利用の促進を図りつつ、健全な森林の整備・保全を進める。

第3部 経済財政運営と平成17年度予算の在り方

2. 平成17年度予算における基本的な考え方

(重点化の考え方)

- ・「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野」（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定））の考え方に沿い施策を集中し、「第1部 「重点強化期間」の主な改革」及び「第2部 経済活性化に向けた重点施策」を推進する。その際、「(4) 主要予算の改革」も踏まえ、施策の絞込み（重点化・効率化）を行う。また、各府省は、重点課題における全ての事業予算について、成果目標を提示し、事後評価を十分行い得る基盤を整える。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（抜粋）

第5部 経済財政の姿と15年度経済財政運営の基本的考え方

3. 平成15年度財政運営のあり方

(3) 重点的に推進すべき分野・効率化の考え方

経済の活性化を念頭に置きつつ、これまで以上に無駄を大胆に排除し、効率的な財政を実現しなければならない。

平成14年度における「5兆円削減し、2兆円を重点7分野に再配分する」との精神を受け継ぎ、「経済活性化戦略」を重視しつつ、その考え方に沿って、新たに以下の「活力ある社会・経済の実現に向けた新重点4分野」へ施策を集中する。その際、政策効果が最大限発現するよう重点分野の中においても施策の絞込み（重点化・効率化）を行う。

人間力の向上・発揮 教育・文化、科学技術、IT

魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会

公平で安心な高齢化社会・少子化対策

循環型社会の構築・地球環境問題への対応

【重点化・効率化の考え方】

- ・廃棄物処理、リサイクル等いわゆる3Rの着実な実施、バイオマスの利活用
- ・地球温暖化についての研究開発、我が国の温室効果ガスの削減・吸収、多様で健全な森林の育成など自然生態系の保全・再生に直接つながる事業

「特殊法人等整理合理化計画」の推進状況（独立行政法人緑資源機構）

（参考2）

整理合理化計画における指摘事項	推進状況
<p>【水源林造成事業】 採算性の確保等の観点から、事業資金について段階的に財投借入金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り替えるとともに、重要流域内の水源林への重点化、針広混交林等の多様な森林の造成の推進、造成コストの縮減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年度以降の植栽分から事業資金を補助金化し、出資金・借入金方式から補助金方式へ段階的に切替え。 ・2以上の都府県にわたる流域、1級水系を含む流域等特に水源かん養機能の強化を図る重要性が高い流域内における水源林造成を重点的に実施。 ・平成 14 年度以降新たに造成する水源林は原則として針広混交林等とするよう転換。 ・植栽方法の見直し等により造成コストを縮減。
<p>【大規模林道事業】（緑資源幹線林道事業） 既着工区間について事業評価システム等による徹底的な見直しを引き続き行うとともに、第三者委員会を設置し、建設予定区間についての補助林道事業との仕分け等今後の整備のあり方を検討する。また、今後の着工区間について、限度工期を設定するとともに、新規事業採択を抑制し、重点的に投資する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既着工区間について事業評価システム等による徹底的な見直しを実施。 ・建設予定区間（20 区間、284.4km）について、第三者機関を設置し今後の整備のあり方を検討した結果、41 %（115.2km）を取り止めるとともに、それ以外（169.2km）のすべてについて幅員縮小等の見直し（緑資源機構において林道事業実施計画の変更に着手）。 ・今後の着工区間について、平成 14 年度から限度工期（原則 10 年）を設定するとともに、完成間近な区間等に事業を重点化。
<p>【特定中山間保全整備事業】 国が関与すべき事業に限定することとし、事業の採択に当たっては、新たに第三者委員会による厳格な外部評価を求め、効率的・効果的な整備手法について精査するとともに、事業効果が早期に発揮されるよう限度工期内の地区に限定して行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度からの事業の採択に当たっては、事業の有効性、整備水準の適正性、コストの縮減の取組み、環境への配慮等の観点から、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果について公表。 ・限度工期内（8 年以内）の地区に限り採択。
<p>【農用地総合整備事業】 2 年以内（平成 15 年度新規着工まで）に、地権者の同意等所定の手続きが進められない事業は中止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度に 1 地区を採択(平成 16 年度以降新規採択は行なわない)。
<p>【海外農業開発事業】 既に実施した事業について厳格な外部評価を求め、その評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的の達成状況、調査手法の妥当性・効率性、効果の発現状況等の観点から、第三者委員会による外部評価を実施し、結果について公表(平成 14 年 3 月より実施)。
<p>【NTT - A 融資事業】 廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年度をもって廃止（既貸付案件については独法個別法に経過措置として規定）。
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 10 月設立。

中期計画に基づく業務運営の効率化に向けた主な取組み状況（平成 15 年度）

事 項	中期計画の内容	平成 1 5 年度の取組み状況
組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の進展、事業内容の変化等を踏まえ、効率的かつ機動的な組織へ整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の 2 事務所を統合及び地方移転、地方組織 6 支所・ 4 支社を 6 整備局に再編・整備、農用地総合整備事業 1 3 事業所のうち 3 事業所を廃止。
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構発足時 7 9 5 人を平成 19 年度末に 7 2 0 人に削減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構発足時の 7 9 5 人から平成 15 年度末に 7 8 9 人に削減。
一般管理費（退職給付引当金繰入を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年度は平成 14 年度と比較して 1 3 % 以上削減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 14 年度と比較して 1 . 9 % を削減（臨時的な経費である事務所移転経費を除くと 4 . 4 % 削減）。
事業実施コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各公共事業とも、平成 19 年度には平成 14 年度と比較し、1 5 % の総合的な縮減を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 14 年度と比較し、水源林造成事業 2.7 %、緑資源幹線林道事業 3.2 %、特定中山間保全整備事業 5.9 %、農用地総合整備事業 3.2 % の総合的な縮減を実施。

独立行政法人緑資源機構について

緑資源公団



独立行政法人化(平成15年10月)

独立行政法人緑資源機構

森林整備等の推進 (森林造成+林道整備+農用地整備)
水源のかん養、CO₂の吸収による地球温暖化防止等の機能の発揮
山村地域の生活環境の向上、農林業の振興等に貢献

《主な業務》

水源林造成事業
森林所有者自らによる造林が困難な奥地水源地域において、水源林造成を推進
国土の保全、CO₂の吸収による地球温暖化防止等の多面的機能の発揮に貢献

緑資源幹線林道事業 (大規模林業圏開発林道事業)
全国7圏域において、森林整備に不可欠な林道網の骨格となる幹線林道を整備
山村地域の生活環境の向上や森林整備の推進による地球温暖化防止にも貢献

特定中山間保全整備事業
中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を実施
農林業の振興と森林や農用地の有する公益的機能の維持増進に貢献

農用地総合整備事業 (旧農用地整備公団から承継した残事業)
農用地及び土地改良施設等の整備を総合的かつ集中的に実施
農業の生産性向上と農業構造の改善に貢献

海外農業開発事業
開発途上国の食料増産や砂漠化防止に資するための調査等を実施

(事業規模等)	(平成16年度)
事業費	: 813億円(当初予算)
うち国費	: 599億円
国費以外	: 148億円(財投借入金、緑資源債券等)
役員数	: 8名(監事含む)
職員数	: 789名(平成16年3月31日時点)